

## 社会福祉法人ほほえみ会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほほえみ会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとします。

### (報酬等)

第2条 法人の役員等に対して、次の通り報酬を支給します。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2. 前項の報酬の額は、理事長（月額）70万円とする。  
その他の役員等は、理事会・評議員会等の出席につき1回1万円の報酬額とする

### (支給日)

第3条 理事長報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支払う。  
その他の役員等に対する報酬等の支払いは、理事会・評議員会等の出席した当日に現金で支給する。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会・評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務の為、旅費が発生した際は、その費用を弁償する。

2. 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員旅費規程に準じて交通費の実費額とします。
3. 役員等が、理事会・評議員会またはその他の会議に出席時に、交通費として3千円を支払う。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって報酬等の支給基準として公表します。

### (改正)

第6条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人ほほえみ会の評議員会の議決及びの承認を経るものとする。

### 付則

この規程は、平成29年4月1日から遡及して施行する。